

民間保育園自体の経営が困難になっていく、こういうふうに思うのです。あと一、二年は大丈夫かなというふうな状態だというふうに私は考えています。あともう数年したら、私立の幼稚園が経営が大変になってきて、それから続いて民間保育園の経営がもう行き詰まっていくのではないかと、いうふうに五十二年から五十六年の子供の人口を見たときに推定しています。

先ほど部長が言われました福生市だけの問題ではないので、いま全国的にもそれを解消するために、保育内容の充実を図り、子供たちが未措置——措置されない子供たちも措置できるような条件をつくり出して、需要と供給との関係をうまくもつていこうというふうな運動が進んでいると思います。その点どういうふうにか、考えているのか、ただ漠然と毎年毎年四月になって措置して、そしてまた一年たつて、あつ子供の数が減っちゃったから、このときになって民間保育園の経営が困難になったというふうに、ただ手をこまねいて待つてゐるだけではなくて、私は行政として積極的にこれらの問題を検討していかなければならない時期じゃないかというふうに考えているわけです。その点どういうふうにか、考えているのかどうか、この点を聞きたいのです。ですから、いまずぐ産休明け保育、夜間保育、障害児保育ということではなくて、今後の

福生市の保育行政としてどのように考えていられるのか。そういうまた検討委員会をつくる考えが、おありかどうか、そこを聞かせていただきたいと思ひます。

いま、そういう中で、今後の実態としては、その地域の保育需要、そういうものに合わせたいような保育内容にしていかなければならないのではないかと、私の意見です。そのためには、ゼロ歳児保育の長時間、産休明け保育の実施が必要ではないか、ということ、私はその解決策のために言つてゐるわけですが、その点を聞かせてください。

それと保育料金の問題ですけれども、私はさつきいろいろ部長が児童福祉法を例に出されて言つておられましたが、広能の原則ということで保育料を徴収金というところで、徴収の必要があるというふうに法律でも決められておりますが、保育料を使用料として考えられているのか、そこらの点、法で言う使用料として私は考えるべきじゃないか、と思うんですけれども、その点、どういうふうに考えられているか。

私は保育所が、地方自治法の二百四十四条の一つでもあるというふうに考えてゐるわけです。保育所というのは法的な言つてみれば保健所やそういうものと同じような施設であるというふうに考えるのですけれども、その点をどのように考えられているか。

それと同時に、先ほど答弁の中で、保育料改正の専門委員会、あれがどの

程度進んでいるかということが、答弁になかったんじゃないかと思うんですけど、前回の議会の中で、委員の定数の問題とか、いろいろ質問しましたけれども、そういう専門委員会がもうできて、何回か話し合いが行われたのかどうか、行われているんだから、それらはいつごろ答申されるのか、いま市長は五十七年度から改正の予定というふうに言われましたけれども、もう来年度予算もそろそろ編成する時期に来ていますし、その点、どういうふうになっているのか、そこを再質問させていただきます。

○助役（古谷徳男君） 自席からお許しいただきまして、福祉事務所の機構についてお答え申し上げます。

市長の方から全般的なものは答弁申し上げたわけですが、いま福祉関係に限らず市の行政事務全般にわたしまして、非常に住民要望が多くなつてきています。

そういう中で、全般的な組織の見直しとこういうことも必要性があるということから、本年四月からそういう組織検討委員会を設けまして、委員が大体各部から課長一人、係長一人とこういうふうな配分で二十名近くの検討委員をもつて、現在まで数回協議を重ねてきております。

それで内容としては、全体を組織部内におけるいろいろな問題点、組織上の問題点、仕事に対するそういう問題、それから意見、こういうものを各部から出させて、それらに対して一つ一つ討議をしてきたわけでございます。それで、大抵現在まで九回ほど会議を行っておりますが、その中でやはりいろいろな部内の意見等を見ますと、やはり、仕事の量はどこでも非常に多いと、そういうものが多いわけです。しかしながら、それらについては、市もいろいろ職員の定数の問題、こういったものもございまして、有効的にそれらが活用できるような組織にするのが一番いいわけでございまして、そのために逐一そういった職員から出た意見をいま検討した結果、大体いろいろの中においてやはり事務が多くなつても効率的にやらなきゃいけないんだと、そういうような協議をもちまして、職員数をふやせばこれはもうサービスはよくなると思うんですけども、それよりもやはり効率的にやらなきゃいけないのだと、そういう前提に立ちまして、職員数はなるべく現状でいくとこういうことを基本にやっております。ですから、この福祉事務所について、どうこうということではございません。市長の補助機関の市長部局、それから教育とか、いろいろ全部他の機関も含めてやっておりますので、これらについても、できれば、目標としては年内にある程度まとめた上で、来年度四月から改正するような問題、組織を改正するようなものかあれば

新年度からやっていきたいということで、現在進めたわけでございます。大体組織検討の内容では、いまだに人員が少し、組織が少し何て言うのですか、充実した方がいいとか、この組織は少し縮小してもいいのじゃないとか、そういうことも検討中でございまして、結果はまだ出ておりません。これから最後の詰めと、こういうことに入っていくわけでございますが、現在のところ、そういう状況でございします。

以上でございます。

○市長（田村匡雄君） 自席から御答弁申し上げます。

第二点目の件でございますけれども、乳幼児の人口が減って、民間保育所では非常に経営が困難になるのではないかと、いうようなことでございしますが、一応いろいろお話を承ったわけでございますけれども、この件につきましては、原議員さんの御提言を慎重に検討いたしまして、いますぐというわけにはいきませんですけれども、一応御意見として承つていきたいというふうに考えております。

○福祉部長（田村忠雄君） 保育料につきましては、先ほども申し上げましたように、保育料に含まれているわけでございますが、やはり民間を優先せざるを得ないような状況でございします。

なお、定員割れの関係でございますが、やはり民間を優先せざるを得ないような状況でございします。

態になつてきているわけでございます。

今後、乳実を考えたから、産休明けの保育等についても検討してまいります。

○福祉事務所長（須崎進君） あ答を申し上げます。

保育料が使用料であるかどうかということでございますが、保育料につきましては、先ほど部長が申し上げましたような、法的な解釈がされている中で、一応負担能力に依りて、やっていた負担金であるということでございます。先ほども申し上げましたとおり、児童福祉法の五十六条によります費用徴収については、扶養義務者が全額を負担することが原則というところでございまして、その二項におきまして、負担能力の認定の結果、こちらの方々が全部、また一部を負担することができないと認めるときは、かめつて負担をするといういわゆる応能性の原則というところでございまして、一応負担能力に依りて負担をしていただくという負担金の性格でございします。

以上でございます。

○福祉部長（田村忠雄君） 専門委員会につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたと思いますが、当所予算で御議決をいただきました。その線に沿いまして、現在まで私とも方々いろいろ検討してまいっております。それで、今後の厚生委員会に内容等を御相談申し上げまして、御決定をいただいた際には、早速専門委員会を開いて内容の検討をしてい

きたいと考えております。

○十一番(原 敏子君) それでは、第一点目の福祉事務所の機構についてですけれども、私は現在の福祉事務所の職員の方たちが、とても大変で、いろいろなほかの部も課も同じでしようけれども、一番住民生活の吹きだまりとでも言いますか、一番大変な方たち、そういう方たちが訪れる職場なものですから、なるべくその点をいろんな職員の方から意見を聞かれます。考慮に入れて機構について改善をしていただきたい。私は要望として言わせてもらいたいんですが、特にケースワーカーの職員をふやしていただければというふうに考えております。それは要望としておきます。

二点目の保育内容の充実ですけれども、市長が慎重に検討していただきたいというふうに答弁されたので、慎重に検討していただきたいというふうに、私からもお願いしておきます。その点だけ言わせてもういまずと、五十六年のことしの一月一日の子供の数、言ってみれば三歳、四歳、五歳児、幼児ですね。この合計は現在福生市で四千七百三十四名です。そして幼稚園四園の三歳、四歳、五歳児の全四園の定員数合計が七百五十名、保育園十二園の定員数は八百八十八人です。幼稚園と保育園、四園と十二園の定員を合計しますと、これが一千六百三十八名になります。福生市の現在の子供は先ほど言いました四千七百三十四人です。ですから、五十六

年一月一日だけを見ましてもこういう実態です。

私は、この三歳児から五歳児だけを見ましても、こういう実態、さきに登壇して発言しましたように、五十三年と五十六年のゼロ歳児出生の数が百九十三名も三年間で変わってきているわけです。この子たちが三歳、四歳、五歳になるころにはそういう実態が生まれるので、私はこのことを指摘して、早急に検討する必要があるというふうに考えますし、民間保育所に市が行わなければならない保育所行政を肩がわりさせているにもかかわらず、これをそのまま放置していくことは、社会的にも大きな問題になるというふうに考えますので、保育園をなくすということではなくて、またこういう実態の中でも、保育園に入りたという子供が百三十数名現実にいるわけです。そのことを考えあわせて、保育内容の改善を図ることが、保育園も福生の住民の要求も双方をかなえることにならうと考えますので、この点は十分に検討していただき、早期にそういう大変な事態が起きないように行政を進めていただきたいというふうに思います。

また、一つにはこれは要望させていただきますけれども、公立のすみれ保育園についてですけれども、現在すみれ保育園は御承知のように八町内の会館が建っているあの敷地の中にあるわけです。そういう中で、いま保育園の保護者の中でもいろいろ問題

点か、いまいあるというふうに聞いております。あのように町会の会館と同じ敷地の中に公的な施設があるということが、保育園そのものの施設として余りよくないということが言われておりますので、この点は調査していただき、早急に改善していただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それと、先ほど答弁の中でありました夜間保育と長時間保育、厚生省が打ち出している長時間保育というのは、朝七時から夜七時までをみた、ということ、夜間保育は午後二時から午後十時までだったというふうに考えておりますが、これは三多摩にはあっても一カ所ぐらいだろうというふうに言われました。

私は、福生市は特に横田基地がある町なので、言ってみれば前回、前々回にベビーホテルの問題を質問したときに、そういう託児所、ベビーホテルまがいのものができつつあるわけですね。そういう点なんかもその後お調べになったかどうかわかりませんが、厚生省や都に対して、福生市に夜間保育、この言っている長時間保育を試験的に実施するものですけれども、誘致というところかいいですけれども、その関係もこれから考え合わせて、そういうことを誘致をお願いしても無理かもしれませんけれども、そこらの考え方があるのかどうなのか、一点だけ、そこだけもう一度聞かせてください。

それと、保育料につきまして、負担金というふうに考えられているようですけれども、いまの保育料が人件費が含まれているというのはそれは十分承知しているのです。ですから私はこの人件費を含むというのはまずいのではないかと、いうふうに言っているわけ、私は、これから児童福祉法だ、自治法だということをいまこの場でお互いに論議することは避けますけれども、私はその点、もっと考えていかなければならないのではないかと思います。児童福祉法第五十六条の第一項だけを取り上げて負担金であるとか、人件費も当然であるとか、というふうに考えるのは私は間違っているか、というふうに思っています。それと同時に保育料については、言ってみれば一般の使用料などと同じように私は人件費などを除いて、保育所を利用する市民、特に勤労者世帯が負担できる範囲で基準となる保育料を決めていく必要があるというふうに考えます。ですから、使用料ということになりますと、この議会で審議し、条例として決定すべきではないかというふうに考えますけれども、市長に、その点だけというふうに考えられているのか、聞かせてください。（「吹きだまり」というの訂正しろよ」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　ここで一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分　休憩

発言取り消し
(松山)
(原)
発言取り消し

(第一日目)
詳用

午後一時三分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

原議員より先ほどの質問中、一部を取り消したい旨の発言申し出がありましたので、これを許します。

○十一番(原 敏子君) 先ほどの発言の中で、機構改革のところで「吹雪ごまり」と言ったようなんですけれども、それを取り消してください。

○議長(末次性男君) 発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって発言とおり取り消すことにいたしました。

○市長(田村匡雄君) 自席から答弁させていただきます。

先ほどの第一点の保育料の条例の関係でございますけれども、これは担当の方から詳しく説明をいたさせますので、よろしくひとつお聞き取りいただきたいと思っております。

それから、夜間保育の関係で、厚生省あるいは都の方へ一応陳情したのか、あるいは指定を受けるように運動したのかという御発言かと思っておりますけれども、現在のところそういったことはやっております。

以上でございます。

○福祉事務所長(須崎 進君) お答えいたします。

先ほど御質問の保育料は条例違反ではないかということについて、お答えを申し上げます。

保育料の決定処分につきましては、納入通知前の負担能力の認定に関する事務として、国の機関委任事務に属するものでございまして、先ほど申し上げました五十六条二項の規定によりまして、能力に応じてやるというものにつきましては、市長限りで処理できる事務であってその処理に当たって、条例を制定する必要はないということ、全国的に処理がされているものでございます。

以上でございます。

○十一番(原 敏子君) いまの所長の答弁、それは十分承知しているわけですが、あえてそれに対して保育料そのものの考え方を、今後はやはり使用料としてほ

かの一般使用料と同じように議会の条例として決定すべきではないかというのが私の意見でありますので、ぜひこの点、保育料がどういうものであるのか、言ってみれば非常にむずかしい問題です。先ほど普通の負担金と言われましたけれども、言ってみれば保育料そのものの性質が、使用料として考えられるべきではないのかというのが、私の持論ですけれども、これはそれらでも一定のことをいろいろな条例などを引いてお調べになつてゐるようですけれども、いろいろな保育学者というんですか、福祉学者の先生方の意見やいろいろなものがありますけれども、さらにいろいろ調査をして検討していただきたいというふうに要望しておきます。保育料については、そのように要望させていただきます。

前後いたしましたけれども、先ほどの答弁の中でも、市長は今後保育内容の改善については、慎重に検討していきたいというふうに言われましたが、部長も産休明け保育などもこのようにしたいと検討してきていることを答弁として聞いておりますが、ぜひこれらは専門の委員会なり、それぞれ担当の所管があるわけですから、その点で、さらに充実させるような検討を行つていただきたいと、このように要望しておきます。

最後に、保育料専門委員会ですけれども、先ほどの部長の答弁の中で、厚生委員会に検討してもらつて、どうのこうのというふうに言われましたけれども、五十一年度の料金改正のときにはそういうようなものはなかつたし、市長は保育料専門委員会ですか、そこに諮問をするというかつこうだったんです、条例ではね。それが厚生委員会までこまで審議してどうなるのかというのは、もうじき厚生委員会がありますから、そのときにちよつと質問したいと思ひますが、それらでもう少し、そこを整理された方がいんじゃないかというふうに思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。今後十分な調査と研究を重ねていただきたいということを要望しておきます。

○議長（末次性男君） 次に十八番 東田正治君。

（十八番 東田正治君 登壇）

○十八番（東田正治君） 貴重な時間をいただきましたしまして、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

昭和四十五年七月一日に市制施行されました、満十一年を迎え、その間、目覚ましい発展を遂げてまいりました。

当時の市長の決意の中にも、「健康で文化的な理想の大福生市の建設に努力をする。」このように言われているとおり、大都市的基盤を完璧に備えてまいりました。その間の理事者の方々の御苦勞に心から敬意を表するものであります。

健康で文化的な理想の大都市建設へという施策に、私たちは大変共鳴をするものであります。言葉をかえるならば、人間優先の町づくりと言いますが、住民本位の町づくりということであると、このように考えるからであります。

当市は国の重大な政策の一端を担っている以上、それ相当の代償をもって市民に潤いを与え、理想の福生市建設に努力を重ねていくべきであると考え、提案を申し上げるわけでございます。

まず第一点に、心身障害者対策について、お尋ねをいたします。

わが国における障害者は児童を含めて、二百十六万人と推定をされております。全世界の心身に障害のある人々は四億五千万人と言われて、それぞれの国民の十人に一人は何らかの機能障害を持っていると国連の事務局の調査では言われているわけでございます。

わが国において、政府の障害者対策は、徐々に充実しつつあるものの、治療、生活、教育、社会参加等々の各面において、個別的な対策に終始しており、行政の立ちおくれとともに、処遇の水準はきわめて低く、わが国の経済力や文化水準から見ても欧米先進国の水準とは大きな隔たりを感じております。

たとえば、一九七六年の社会保障統計年報によりますと、主要国の社会保障給付費、これは一人当たりイギリスで二百二十九ドル、フランスで三百二十一ドル、イタリアが百七十五ドル、西ドイツ三百三十三ドル、日本は五十二・三ドルの状況で、社会保障の考え方が、あるいは障害者の労働観等の認識のおくれを感じずにはおられないわけであります。

わが国の障害者対策は、昭和二十五年に心身障害者福祉法及び精神衛生法が施行されて以来、心身の不自由な人々すべてのための福祉施策として今日に至っているわけでございます。十分に対応ができていない状況であると、このように感じるわけであります。

障害者福祉の最大の課題は家庭や地域で生活ができることにあると、私はこのように確信をしているわけでございます。そのために単に社会福祉という

だけでなく教育、雇用、所得保障、生活環境、衛生等にわたる総合的な施策が要求されると思われるわけであります。

そこで、第一点は心身障害者福祉事業基金の積立制度、そういうものを創設する考えはないか。

第二点は心身障害者の雇用に対して、市の職員の中でどの程度いま雇用が進んでいるのか、これが第二点です。

三点目は総合的な医療体制、そういうものをこの障害者の方々のことについて、検討されているかどうか、これが三点でございます。

四点目が、福祉タクシーについて、これは御存じのとおり、都下ほとんどが実施されている状況でございます。

理事者の方は十分御承知と思ひます。この点実施する考えはあるかどうか、四点目でございます。

次に、災害対策について、お尋ねをいたします。

いつ起きてもおかしくないと言われる東海大地震、マグニチュード八、百年に一度の大地震発生を想定してこの総合防災訓練が去る九月一日、一都九県で一千二

百万人が参加して行われました。御存じのとおりでございます。

先ごろ、東京都が発表した都市防災施設基本計画の二本柱の一つに延焼遮断地帯の整備計画というものが発表をされております。

当市におきまして福生市総合計画なるものが発表されて久しいわけですが、その中で、延焼防止対策として、過密住宅地帯の改善、都市構造の改造と防災植樹の推進、そして、建設物の不燃化等が明文化をされているわけでございます。この点、五十四年度から五十六年度の実施計画が発表されて、実施されてきたわけです。そして五十六年度から五十八年度と前回の定例会でも実施計画が渡されました。これらについて、調べてみても施策点がはっきりしていない。この点どのようなことまで進んできたのか、今後またどのようにこういう点については実施されるのか、一点目です。

また同時に二点目は、遮断地帯について、検討されているかどうか、ブロック別にやはり、これは検討すべきではないかという考えを持っていますけれども、その点どうなのか。

次に、延焼防止等を考えましても、広場的な空地、こういうものは確保が

必要ではないかとこのように考えるわけですが、計画的に確保する考えがあるのか、この点が第三点でございます。

四点目は、いま私は一般質問のたびにいろいろとブロックベいのことでもいろいろ御提案を申し上げているわけですが、いずれも、避難経路、これの点検、こういうものが十分なされているかどうか、これが四点目でございます。

次に、生活資金貸付制度について、お尋ねをいたします。御存じのとおり、私たちを取り巻く景気の変動は大変厳しく樂觀を許さない状況でございます。市民生活は日増しに圧迫をされている現状でありまして、この生活資金貸付制度は、貸し付けをなされている当事者におかれましては、大変御苦労されていると、このように聞き及んでおります。それは利用者が多く、なかなか貸付金が回転がないために、たとえば借りに行っても、一カ月半か二カ月ぐらいどうしても待たされるというようなことが起きていくわけでございます。

社会情勢も大変な状況でありますので、こういう委託資金、この増額を考えているかどうか。この点、お尋ねをいたします。

以上、数点にわたりました、お尋ねいたしますが、市長及び理事者の方々の

前進的な御答弁を期待いたしまして、登壇による質問を終わります。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 東田議員さんの御質問に対してお答えいたします。

第一点の心身障害者対策でございますが、そのうちの第一点でございますが、福祉事業資金の積立制度創設について御提言をいただきましたとおりでございます。このことにつきましては、今後研究していきたいというふうに考えております。わけでございますが、現在二十六市中二市で福祉事業資金制度を実施しておりますが、ある市においては、積み立てるよりも必要に応じて効率的に対応していくの考え方もあるようにございます。そのようなことでございますので、今後検討させていただきたいということでございます。

それから、第二点目でございますが、御指摘の職員採用につきましては、ここ数年施設の増加による増員のみで、全般的には欠員補充のみ採用しておられるところでございます。採用に当たりますと、心身障害者のみ別枠で採用したことにはございませんが、応募される中で、施設面等その他考慮して職種に適した方がございませうれば、採用しております。本年度は給食作業員として、障害者の